

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	南九州市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

南九州市長

## 公表日

令和8年1月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、住民票の写しや証明書等の交付・通知書の出力等を行う。また、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を提供する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民からの申請による、住民票の写しの交付</li> <li>②転出者への転出証明書の交付</li> <li>③本人確認情報等の住基ネットへの通知</li> <li>④転出証明書情報通知の住基ネットからの受領及び転出処理</li> <li>⑤住民に関する事務の処理の基礎となる住民票に関する情報の他業務への移転</li> <li>⑥情報提供ネットワークシステムへの住民票関係情報の提供</li> <li>⑦個人番号カードの交付等</li> </ul>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第7条、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項          住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、10、12</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表          (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)          :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)          :なし          (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月9日	所属長の変更	東 篤	上赤 秀人	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長の役職名	市民生活課長 上赤 秀人	市民生活課長	事後	項目名修正による変更
平成31年4月22日	IV リスク対策		9項目の追加	事後	
平成31年4月22日	I-1-③システム名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバ	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付	事前	
令和2年12月25日	I-3 法令上の根拠	番号法第7条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項	番号法第7条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項	事後	
令和2年12月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	事後	
令和3年12月24日	I-3 法令上の根拠	番号法第7条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項	番号法第7条、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項	事後	
令和3年12月24日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	事後	
令和6年12月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	■情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	事後	法令改正による修正
令和6年12月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更による追加
令和6年12月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	【最も優先度が高いと考えられる対策】 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 【判断の根拠】 住民基本台帳システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年12月19日	1. 対象人数	令和5年12月18日 時点	令和6年12月19日 時点	事後	再評価による変更
令和6年12月19日	2. 取扱者数	令和5年12月18日 時点	令和6年12月19日 時点	事後	再評価による変更
令和8年1月27日	I-1-③システム名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付、窓口支援システム	事前	